

太宰府市立太宰府小学校  
いじめ防止基本方針

令和8年4月16日改訂

# 太宰府小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止対策の基本的な方針

### (1) 本方針の策定の目的

「太宰府小学校いじめ防止基本方針」は国が定めた「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）、「福岡県いじめ防止基本方針」（平成30年2月改定版）及び「太宰府市いじめ防止基本方針」（令和6年度7月改訂版）に沿って、いじめに対して太宰府小学校が取り組むことを明確化するものである。

### (2) 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（「いじめ防止対策推進法」第一条 目的）したがって、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。また、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に対する児童の理解を深めることを旨として行う。

### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条 定義）

### (4) いじめに対する教職員の基本姿勢

○いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意識をもつ。

#### 【意志】

○いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるという危機意識をもつ。【危機意識】

○いじめられている児童を最後まで守り抜くという信念をもつ。【信念】

（「太宰府市いじめ防止基本方針」いじめに対する基本姿勢）

### (5) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、スクールサポーター（警察署）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめ防止対策の基本となる事項

ア 全教育活動を通して、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、児童と教職員、保護者、地域が一丸となって全力でいじめ防止に努めるものとする。

- ・「生徒指導提要」（令和4年12月） p28 「1.4.1 教職員集団の同僚性」、p139 「4.4.2 保護者・地域の人々との連携」

イ 学級・学年・委員会・クラブ等が望ましい人間関係に基づく集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自尊感情や自己有用感、自己存在感を高め育む教育活動を推進する。

ウ 児童の豊かな情操と道徳的実践力を培うとともに、生命尊重や、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる人権尊重の精神を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権・同和教育の充実を図る。

エ いじめの防止については「未然防止」「早期発見」「組織及び対応」「重大事態」「啓発」の6つの柱で基本的な対策を講じる。

## 3 未然防止

### （1）道徳教育・人権教育の充実

- 道徳科の授業を通して、生徒指導上の様々な問題に児童が主体的に対処できる実効性のある力の基盤となる道徳性を身に付けさせる。
- 生徒指導との関連を図った道徳科の授業づくりに努めるとともに、児童が自分の生き方と関わらせながら学習を進めていくことができるようにする。
- 自分ごととして学ぶという視点から人権・同和教育の充実を図り、人権についての知的理解を深め、他者と互いの人権を尊重し合う態度を育てる。
- 情報モラル教育を行い、LINE や SNS 等を利用したいじめの防止に努める。

### （2）4つの視点に留意した生徒指導の推進

- 児童の自己指導能力の獲得を支える生徒指導の実践を推進する。
- 自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成といった4つの視点に留意して生徒指導を実践していく。

### （3）支持的風土のある学級集団づくり

- 教師の児童への温かい対応、関わりが児童のモデリングとなるようにする。
- 児童の思いや願いが反映される、児童主体の授業づくり、学級集団づくりを行うよう努める。
- 間違いを責めたり改めたりする授業から、間違い・分からないことから追求が始まる授業へと授業観の転換を図り、間違いや分からないことを認め合う空気を醸成する。
- 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学級づくりをめざす。
- 児童の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

#### (4) 未然防止教育の実施

- いじめの心理を考える未然防止教育の取組
  - ・ 心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、金銭などを得たいという意識、被害者となることへの回避感情 等といった原因の理解と解決法
- いじめの構造を考える未然防止教育の取組
  - ・ 被害者、加害者、観衆、傍観者という立場があることの理解と解決法
- 法律的な視点から考える未然防止教育の取組
  - ・ いじめは時には犯罪行為にもなるという認識と、行為の結果への顧慮と責任があるという自覚

#### 4 早期発見

##### (1) 職員研修の充実

- 年度当初に、いじめの認知・報告についての研修を行う。
- 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」(令和3年3月 福岡県教育委員会)及び「太宰府小学校いじめ防止基本方針」を活用した研修を実施する。

##### (2) 児童の実態把握

- 児童の学校生活について、児童の表情や行動、友人関係、学習への意欲等について、変化がないか日常的に観察を行う。
- 担任だけでなく同学年の教師、専科担当教師、養護教諭等が児童に係る情報を常に交換し合う職員室の文化を醸成する。
- 「いじめに特化したアンケート」(年間3回)と「生活アンケート」(いじめに特化したアンケートがない月)を実施する。
  - ・ アンケートについては各担任がチェックを行い、児童が不安を訴えていること、困っていること等については放置しない。また、管理職は担任にアンケートの提出を求め、放置されている児童や事案がないか確認する。
- 保護者による「いじめチェックリストアンケート」(年間3回)を実施する。
- 担任等が一人一人の児童と教育相談を計画的に行う。
- 相談ポストを1棟廊下に設置し、児童が悩みや困りごとを投函できるようにする。
- 欠席児童の保護者に電話連絡を入れ、保護者との情報交換を密に行う。

#### 5 組織及び対応

##### (1) 基本的な考え方

- いじめが予見または認知された場合は、直ちに学年主任及び管理職に報告し、迅速かつ組織的に初期対応にあたることができるようにする。
- いじめが認知された場合は、太宰府市教育委員会に報告し、必要に応じて指導・助言を受ける。

- 常に被害者の立場に立った対応を心掛ける。場合によってはＳＣ等による心のケアを行う。
- 管理職のリーダーシップの下、当該児童の学級担任だけが問題の解決にあたるのではなく、組織的に対応する。
- 保護者や地域、関係機関等と連携を図りながら対応にあたる。
- 問題の本質的な解決に至るまで、継続的に粘り強く対応する。

## (2) 4つの段階からなる具体的な対応

### ア 事実把握の段階

- ・聞き取り等による事実把握は複数の教員で実施
- ・正確で偏りのない事実調査
- ・全体像の把握
- ・管理職への速やかで、細やかな報告

### イ 対応の方針決定の段階

- ・いじめ防止対策委員会による対応方針・計画の決定
- ・被害者保護者と対応方針の確認
- ・連絡会等を利用した全職員による情報の共有化

### ウ 指導支援の初期段階

- ・被害児童の心情理解（場合によってはＳＣやＳＳＷへ依頼）
- ・原因の把握
- ・被害児童の支援等の方針・具体的対応の明確化
- ・加害児童の心情理解（場合によってはＳＣやＳＳＷへ依頼）
- ・加害児童の反省を促す指導・支援の方針・具体的対応の明確化
- ・被害児童と加害児童相互の理解と融和
- ・被害児童及び加害児童の保護者への説明

### エ 指導・支援の継続段階

- ・正確な経過観察による、被害児童と加害児童の関係の確実な把握
- ・実効性のある再発防止策の確実な実行
- ・当事者への継続的な指導・支援
- ・当事者保護者との継続的な連携

## (3) 組織

- 学校内に「いじめ防止対策委員会」を置き、「いじめ防止対策委員会」がいじめの未然防止・早期発見・早期対応に係る取組の中核として機能するようにする。
- 「いじめ防止対策委員会」のメンバーは次のとおりとする。
  - ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任（必要に応じてＳＣ、ＳＳＷ等も含める。）

- 「いじめ防止対策委員会」の主な活動は以下のとおりである。
  - ・いじめの早期発見を目的とするアンケート等の実施
  - ・いじめの早期発見・早期対応・再発防止等に関する必要な事項
  - ・いじめ防止を目的とする職員研修の計画・実施

#### (4) 関係機関との連携

- いじめの対応については保護者や地域、関係機関等と適切に連携を図りながら対応にあたる。

##### <保護者や地域>

- ・コミュニティ・スクールとしての機能を生かし、場合によっては学校運営協議会との連携を行う。

##### <太宰府市>

- ・いじめが認知された場合には、太宰府市教育委員会に直ちに報告し、ケースによっては指導・助言を受けながら対応を行っていく。
- ※ 太宰府市いじめ問題サポート・チーム（生徒指導担当指導主事、SC等）
- ※ 要保護児童対策連絡協議会

##### <警察>

- ・犯罪行為を含むいじめは、スクールサポーターや所管の警察署、少年サポートセンター等、警察関係機関との連携を行う。
- ※ 学校警察連絡協議会

#### (5) 重大事態

##### ア 重大事態の捉え

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法」第五章 第二十八条）

- ※ 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

##### イ 平時からの備え

- 年度はじめに、児童及びその保護者、関係機関等に「学校のいじめ防止基本方針」について説明を行う。
- 事案に関する記録等を適切に保管する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことをあらかじめ保護者に周知する。

#### ウ 重大事態の対処

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づき対応を行う。
- 太宰府市教育委員会と連携を取り、指導・支援を受けながら的確に対応を進める。
- 詳細な事実確認に加え、実効性のある再発防止策を講じることとする。
- 学校だけでは対処できない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

#### (6) LINE や SNS 等を利用したいじめに対する対応

LINE や SNS、インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

##### ア 学校で行う対策

- ① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
  - ・教職員の研修を実施し対応等の共通理解を図る。
  - ・情報モラル教育の年間指導計画を作成し、意図的・計画的な実践を行う。
- ② タブレットの使用についてルール作りを行い、児童への周知・徹底を図る。
- ③ 「睡眠教育」に取り組み、節度ある ICT 機器の利用ができるようにする。
  - ・ネムルによる睡眠、生活記録
- ④ パソコンによるインターネットやゲーム、スマートフォン使用についての親子学習を行う。

##### イ 家庭で行う対策

- ① 児童のスマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任・監督下で行うよう協力を呼び掛ける。
- ② SNS 等の書き込みについては、学校外で行われることが多いことから、保護者による実態把握と児童への監督をお願いする。

##### ウ 発生時の対応

- ① 太宰府市教育委員会、警察、サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、速やかに現状の回復がなされるよう努める。
- ② 対応後も児童の様子等を継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

## 6 啓発

ア 本校のいじめ防止基本方針について、年度当初に児童及び保護者に知らせる。

イ いじめ防止の保護者向けリーフレット等は、積極的に全家庭に配布する。

ウ 学校だよりや校長だよりに、いじめに関する話題を掲載することで、いじめ防止等に関する意識を高める。

エ 学校のホームページに本校のいじめ防止基本方針を掲載する。